

お客様各位

令和5年4月7日

山形信用金庫

「未利用口座管理手数料」の取扱開始、
未利用口座管理手数料の引落としおよび口座自動解約のお知らせの発送について

長期間利用の無い顧客への口座利用促進ならびに特殊詐欺等の犯罪に不正利用される被害を未然に防止する観点から、口座の不正利用や転売など口座を悪用するマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の一環として「未利用口座管理手数料」の取扱いを開始し、未利用口座管理手数料の引落としおよび口座自動解約のお知らせの発送を行います。

対象となるのは、普通預金及び貯蓄預金のうち、2年以上ご利用がなくかつ残高が10,000円未満の口座になります。なお、日常的に入出金や口座振替等のお取引をされている口座が未利用口座管理手数料の対象となることはございません。なお、本手数料の引落としにより残高が0円となった未利用口座は、自動的に解約となります。

1. 「未利用口座管理手数料」概要

対象預金	<ul style="list-style-type: none">・普通預金（総合口座定期預金残高0円の口座含む）・貯蓄預金 ※ 無利息型普通預金口座は除きます。
対象口座	最終ご利用（ご入金またはご出金、口座振替）日から2年間以上お取引が無い預金口座を対象とします。
対象外となる口座	<ul style="list-style-type: none">・口座残高が10,000円以上である場合・同一のお取引店舗にお借入れがある場合・同一のお取引店舗に定期預金、定期積金、投資信託、生命・傷害保険、公社債等のお取引がある場合
手数料	年間1,320円（税込）
未利用口座のお取扱	<ul style="list-style-type: none">・未利用口座の対象となった際は、ご登録されている住所に「ご案内」を郵送いたします。「ご郵送」が到達しなかった場合でも到達したものとみなします。・郵送後、一定期間（約3ヶ月）経過後もご利用またはご解約がない場合、対象口座から本手数料を引き落とします。・預金口座残高が本手数料に満たない場合は、残高を本手数料として引き落とし、自動的に預金口座を解約させていただきます。（預金口座残高0円の預金口座含みます。）・ご負担いただいた本手数料のご返却および解約させていただいた預金口座の再利用にはお応えできませんのでご了承ください。

2. 未利用口座管理手数料の引落としおよび口座自動解約のお知らせの発送

令和5年4月17日（月）以降に該当のお客様へ発送いたします。

当金庫におきましては、口座のご利用の再開をお勧めし、今後のご利用予定のない場合は、不正利用防止の観点から解約をご検討いただきたく、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。